

令和4年度

○ 介護支援専門員 現任研修 (専門課程Ⅱ) A・B・Cコース
○ 介護支援専門員 更新研修Ⅰ (専門課程Ⅱ) A・B・Cコース

○ 開催要領 ○

《注意事項》

※申込用紙は[現任研修・更新研修Ⅰ]共通様式となっています。受講申込書に希望コースをご記入ください。申込受付期間は令和4年4月12日から5月9日までとなります。

※ご自身でどの研修に該当するか必ず確認してください。詳細は「専門課程Ⅱの受講対象者について(開催要領7-9頁)」をご参照ください。

※本研修の受講地は介護支援専門員証の資格登録府県です。原則として滋賀県登録の方のみが受講対象となります。

1 目的

現任の介護支援専門員に対しては一定の実務経験をもとに必要な応じた専門知識・技能の修得機会を設け、また、実務経験者に対しては更新時に定期的な研修受講の機会を確保することにより、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に実施します。

2 研修実施方法

本研修は現任者を対象とした「現任研修」と、実務経験者を対象とした「更新研修Ⅰ」の専門課程Ⅱを合同で実施するものです。

また、同じ内容の研修を今年度は年度内に5回(Aコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコース)実施します。

3 研修実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター

4 研修会場

滋賀県立長寿社会福祉センター (草津市笠山7丁目8-138)

5 受講対象者

次のいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程に参加可能な方(やむをえない事情の場合を除き、受講決定後のコース変更はできません)。なお、今年度は介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先します。

・介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方は、専門課程Ⅰを修了していること。また、今年度に専門課程Ⅰを受講の場合、専門課程Ⅱの講義初日までに専門課程Ⅰの日程が終了している必要があります。

・2回目以降の更新の方は、前回の更新時に専門課程Ⅱを修了していることが前提です。

1)「現任研修」下記の①②の両方を満たす方

- ①研修初日時点で介護支援専門員としての実務に従事している方
- ②現在所持している介護支援専門員証の交付年月日から実務経験が3年以上ある方

2)「更新研修Ⅰ」令和5年(2023年)12月31日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える方で、下記の①②のいずれかに該当する方

- ①研修初日時時点で実務には就いていないが、所持している介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務経験が1カ月以上ある方
- ②介護支援専門員として従事しているが、所持している介護支援専門員証の交付年月日から研修初日時点までで実務経験が3年未満の方

6 コース受講方法及び定員

各コース 100名

1日目：会場集合 及び オンライン配信

2日目以降：会場集合

※1日目は、A、B、Cコース合同開催です。

7 1日目オンライン受講について

1日目オンラインで講義受講を希望される方は、下記の要件を確認のうえ、お申込みください。

- ◆オンライン受講(Zoom)のためのインターネット環境が整っていること。(安定して高速な接続環境を推奨します。)
- ◆講義資料データを事前にダウンロードし、印刷できること。
- ◆ひとり1台のパソコン、またはタブレット(スマートフォンは不可)、WEBカメラ(カメラ付きパソコンの場合は不要)を準備できること。
- ◆講義に集中できる、静かな環境を準備できること。

なお、接続不備等により受講ができなかった場合は、欠席の扱いとなり、修了の対象にはなりませんのでご注意ください。

※希望する受講生には事前にオンライン接続テストを実施します。日程等の詳細は、受講決定通知時に案内します。

※講義・演習の様子は記録のため録画しますのでご了承ください。

8 申込み方法

別紙「介護支援専門員 現任・更新研修Ⅰ(専門課程Ⅱ)A.B.C 受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、直近で修了した研修の修了書(「専門課程Ⅰ修了証書(写)」もしくは「専門課程Ⅱ修了証書(写)」)を添えて下記申し込み先に提出してください。

※添付していただく修了証について

介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方は → 「専門課程Ⅰ修了証書(写)」

2回目以降の更新の方は → 直近に受講された「専門課程Ⅱ修了証書(写)」

9 申し込み先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138

滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター 専門課程Ⅱ係

10 申し込み締切日

令和4年5月9日(月) 滋賀県社会福祉研修センター 専門課程Ⅱ係 必着

※消印有効ではありません

※郵送またはご持参ください

(個人情報が多く含まれるためFAXでは受理できません)

11 受講決定

○5月下旬頃に滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課から、決定コースならびに当該研修の詳細について個人住所宛に通知があります。

○申し込み多数の場合、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先し決定いたします。そのため申し込み状況によっては、希望コースとならない場合がございます。

受講対象要件に該当しない等により、受講決定できない場合もありますので、予めご承知下さい。

なお、証の有効期間満了を迎える方で今年度受講できない方については、次年度優先的に受付を行わせていただきます。

12 受講料 15,360 円 ※他にテキスト代が必要となります

受講料は、滋賀県収入証紙により納付いただきます。受講決定通知時に受講料納付書が同封されますので、当該金額の収入証紙を貼り付け、県庁あてに郵送してください。滋賀県社会福祉研修センターではありません。

13 事例の提出について

研修初日「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開」以外の科目につきましてご自身で事例(各受講者が担当している事例)を作成し事前に提出していただく事を必須としています。別紙「事例の選定について」を参照し、ご自身で作成可能な類型を選択してください。作成する事例につきましては事務局で決定し、受講決定時に事例提出に関する詳細をお知らせします。

14 問い合わせ先

【研修実施(内容)について】

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138
TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

【介護支援専門員証の更新・登録等の資格や制度に関する事について】

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851

15 今後の専門課程Ⅱの他のコースの開催予定 (今後の予定は変更になる場合がございます)

研修名	案内期間	開催予定時期
介護支援専門員 現任研修・更新研修Ⅰ(専門課程Ⅱ) Dコース 8日間	6月下旬頃	10月下旬～12月中旬
介護支援専門員 現任研修・更新研修Ⅰ(専門課程Ⅱ) Eコース 8日間(彦根会場)		10月下旬～12月中旬

※専門課程Ⅱ受講にあたっては、専門課程Ⅱの講義初日までに専門課程Ⅰの日程が終了している必要があります。

※Eコースの会場は、平和堂 アル・プラザ彦根内を予定しておりますが、変更になる可能性があります。

※Eコースの会場ではお車の場合、駐車料金がかかります。

16 研修日程

【Aコース】

日程	開講日	時間	区分	研修項目
1 日目	8月2日(火)	9:30～9:55	説明	オリエンテーション
		10:00～15:00	講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開
2 日目	8月8日(月)	9:00～13:00	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
3 日目	8月17日(水)	9:00～13:00	講義 演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
4 日目	8月18日(木)	9:00～13:00	講義 演習	認知症に関する事例
5 日目	8月22日(月)	9:00～13:00	講義 演習	入退院時等における医療との連携に関する事例
6 日目	8月23日(火)	9:00～13:00	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例
7 日目	8月31日(水)	9:00～13:00	講義 演習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
8 日目	9月1日(木)	9:00～13:00	講義 演習	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例

※A・B・Cコースは研修1日目を合同で開催します。

※時間及び会場については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

【Bコース】

日程	開講日	時間	区分	研修項目
1 日 目	8月2日(火)	9:30~9:55	説明	オリエンテーション
		10:00~15:00	講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開
2 日 目	9月5日(月)	9:00~13:00	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
		14:00~18:00	講義 演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
3 日 目	9月12日(月)	9:00~13:00	講義 演習	認知症に関する事例
		14:00~18:00	講義 演習	入退院時等における医療との連携に関する事例
4 日 目	9月20日(火)	9:00~13:00	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例
		14:00~18:00	講義 演習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
5 日 目	9月27日(火)	9:00~13:00	講義 演習	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例

※A・B・Cコースは研修1日目を合同で開催します。

※時間及び会場については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

【Cコース】

日程	開講日	時間	区分	研修項目
1 日 目	8月2日(火)	9:30~9:55	説明	オリエンテーション
		10:00~15:00	講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開
2 日 目	8月20日(土)	9:00~13:00	講義 演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
3 日 目	8月27日(土)	9:00~13:00	講義 演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
4 日 目	9月3日(土)	9:00~13:00	講義 演習	認知症に関する事例
5 日 目	9月10日(土)	9:00~13:00	講義 演習	入退院時等における医療との連携に関する事例
6 日 目	9月24日(土)	9:00~13:00	講義 演習	家族への支援の視点が必要な事例
7 日 目	10月1日(土)	9:00~13:00	講義 演習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
8 日 目	10月8日(土)	9:00~13:00	講義 演習	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例

※A・B・Cコースは研修1日目を合同で開催します。

※時間及び会場については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

専門課程Ⅱの受講対象者について

介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回 更新研修Ⅱ・再研修 を修了された方で、専門課程Ⅰを受講済、もしくは受講予定の方
※既に一度更新されている方は9ページをご覧ください。

まず、ご自身がどれに該当するか、必ず確認してください。

◆現在介護支援専門員としての実務に従事している方

- ・従事期間が通算で3年に満たず、介護支援専門員証の有効期間も令和6年(2024)年1月以降である。
→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。
- ・従事期間が通算で3年に満たないが、介護支援専門員証の有効期間が令和5年(2023)12月末までである。
→ 「更新研修Ⅰ」の受講対象者となります。
- ・従事期間が通算で3年以上ある
→ 「現任研修」の受講対象者となります。

従事期間は、現在所持されている介護支援専門員証の有効期間の開始日から研修初日までで換算してください

◆現在は介護支援専門員としての実務に従事していないが、過去に従事経験のある方

- ・介護支援専門員証の有効期間が令和6年(2024)年1月以降である。
→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。
- ・介護支援専門員証の有効期間が令和5年(2023)年12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月未満である。
→ 本研修は受講することはできません。今年度、「更新研修Ⅱ」を受講してください。
- ・介護支援専門員証の有効期間が令和5年(2023)年12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月以上である。
→ 今年度「更新研修Ⅰ」の受講対象者です。

※専門課程Ⅱを受講するには、専門課程Ⅰの受講が修了している必要があります。

【介護支援専門員の実務経験とは】

以下の①から⑧の事業所において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成にかかる業務に従事している(いた)ことを指します。

なお、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、介護サービス計画書の作成を行っていなかった場合は実務と認められません。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護にかかる居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス事業所にかかる地域密着型サービス事業所
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所
- ⑧ 地域包括支援センター

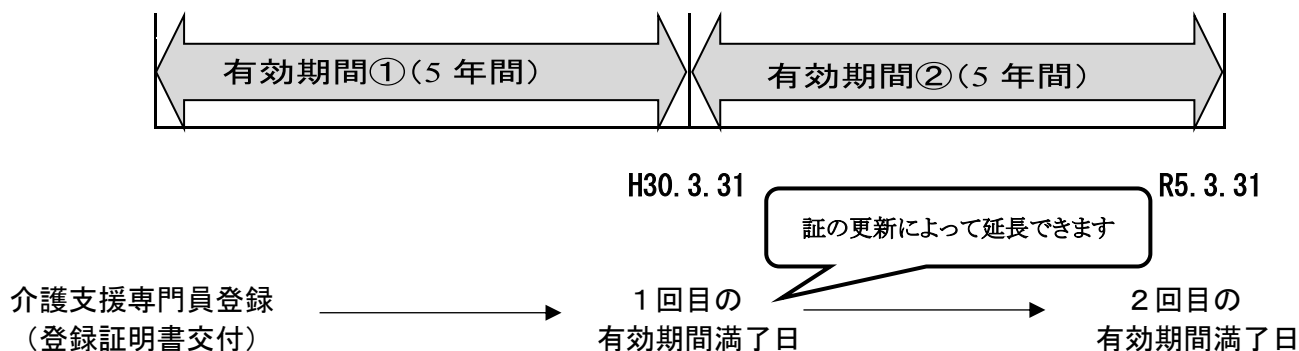
既に一度、介護支援専門員証の有効期間を更新し、 今回が2回目以降の更新となる方

初回の更新の際は、【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了することが更新要件となりますが、2回目以降の更新の際は、【専門課程Ⅱ】のみを修了することで更新要件を満たします。ただし、前回の更新以降に実務経験※がない場合は、【更新研修Ⅱ】を受講する必要があります。また、【更新研修Ⅱ】を修了後、介護支援専門員証の更新をし、証の有効期間中に実務経験※がある方は、次の証の更新までに【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了する必要があります。

実務経験の有無は、1か月以上の実務経験の有無によって判断します。

2回目以降の有効期間更新時に必要な研修

【例】平成30年3月31日に1回目の有効期間満了を迎えた方の場合



有効期間①の間に修了した研修	有効期間②の間の 実務経験	有効期間②の間に受講する研修
◆専門課程Ⅰ ◆専門課程Ⅱ	あり	専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ
◆更新研修Ⅱ	あり	専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ

研修受講可能となる実務の期間

【 現任の方 】

現任研修 専門課程Ⅰ → 有効期間②内の実務経験 6ヶ月以上

現任研修 専門課程Ⅱ → 有効期間②内の実務経験 3年以上で、受講できます。

※有効期限が近い方を優先します。

※現任であっても、現任研修の受講要件に該当しない方は、【更新研修Ⅰ】の対象となります。

※【更新研修Ⅰ】は有効期間満了日の概ね1年前から受講できます。

【 現任でない方 】

現任でない方の研修(【更新研修Ⅰ】【更新研修Ⅱ】)は、有効期間満了の概ね1年前から受講できます。